

平成25年度 後期高齢者医療保険料の計算式 表1

均等割額＝40,100円（世帯の所得により軽減あり）
所得割額＝〔総所得金額など－33万円（基礎控除額）〕×0.0819
（本人の所得により軽減あり）
年間保険料（注2）＝均等割額＋所得割額

注1…下線部分を「旧ただし書き所得」と呼んでいます
注2…限度額55万円。年度途中の場合は、月割りで計算。100円未満の端数は切り捨て

平成25年度 均等割額の軽減 表2

軽減割合	軽減後の均等割額	総所得金額などの合計額
9割	4,010円	総所得金額などの合計＝33万円(基礎控除額)以下で、後期高齢者医療制度の被保険者全員が年収入80万円以下で他の所得がない場合
8.5割	6,015円	総所得金額などの合計＝33万円(基礎控除額)以下の場合
5割	20,050円	総所得金額などの合計＝33万円(基礎控除額)＋(24.5万円×世帯主を除く被保険者数) 以下の場合
2割	32,080円	総所得金額などの合計＝33万円(基礎控除額)＋(35万円×被保険者数) 以下の場合

※公的年金所得がある方は、総所得金額などの合計額からさらに15万円が控除されます。単身世帯は5割軽減の該当にはなりません

平成25年度 所得割額の軽減 表3

旧ただし書き所得(公的年金収入の場合)	所得割額の軽減割合
15万円（公的年金収入168万円）まで	所得割額を全額減額
20万円（公的年金収入173万円）まで	所得割額を75%（3／4）減額
58万円（公的年金収入211万円）まで	所得割額を50%（1／2）減額

※「旧ただし書き所得」とは、総所得金額などから33万円（基礎控除額）を引いた金額です。ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません

一部負担金の割合判定基準
(平成25年8月1日から) 表4

区分	平成25年度 住民税課税所得額 (課税標準額)	一部負担金の割合
一般	145万円未満の後期高齢者医療被保険者	1割
現役並み所得者	145万円以上の後期高齢者医療被保険者および同じ世帯の後期高齢者医療被保険者	3割

※住民税課税所得額とは、住民税の総所得金額などから住民税の所得控除を差し引いた額ですので、所得税の課税所得額のことではありません

収入額による一部負担金の割合判定基準
(平成25年8月1日から) 表5

世帯区分	平成24年中の収入額の合計	申請した場合の 一部負担金の割合	
同一世帯に後期高齢者医療被保険者の方が1人のみ	383万円未満	1割	
同一世帯に後期高齢者医療被保険者の方が2人以上	合算して520万円未満		
同一世帯に後期高齢者医療被保険者の方が1人で70～74歳の方がいる場合			

※収入額とは、必要経費などを差し引く前の金額で所得額とは異なります

▼住民税非課税世帯の方

「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（認定証）」を窓口で提示すると、外来や入院時の窓口で支払う医療費の自己負担限度額や入院時の食事が減額されます。認定証の

収入額による一部負担金の割合判定基準
(平成25年8月1日から) 表5

世帯区分	平成24年中の収入額の合計	申請した場合の 一部負担金の割合	
同一世帯に後期高齢者医療被保険者の方が1人のみ	383万円未満	1割	
同一世帯に後期高齢者医療被保険者の方が2人以上	合算して520万円未満		
同一世帯に後期高齢者医療被保険者の方が1人で70～74歳の方がいる場合			

※収入額とは、必要経費などを差し引く前の金額で所得額とは異なります

▼住民税非課税世帯の方

「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（認定証）」を窓口で提示すると、外来や入院時の窓口で支払う医療費の自己負担限度額や入院時の食事が減額されます。認定証の

手当名	対象	支給額
育成手当	次のいずれかに該当する平成7年4月2日以降生まれの児童を養育している父、母または養育者 ①父母が離婚②父または母が死亡③父または母が重度の障害者④父または母が1年以上生死不明⑤父または母から遺棄されている（仕送り、連絡などが1年以上ない）⑥父または母が1年以上拘禁されている⑦婚姻によらないで出生（認知されていても認知の父に扶養されていなければ受給可）⑧父または母が裁判所からのDV保護命令を受けたとき	申請の翌月分から児童1人につき月13,500円
障害手当	次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している方 ①愛の手帳1～3度程度②身体障害者手帳1・2級程度③脳性麻ひまたは進行性筋萎縮症	申請の翌月分から児童1人につき月15,500円
児童扶養手当	次のいずれかに該当する平成7年4月2日以降生まれ（一定の障害がある場合は20歳未満）の児童を養育している父、母または養育者 ①父母が離婚②父または母が死亡③父または母が重度の障害者④父または母が1年以上生死不明⑤父または母から遺棄されている（仕送り、連絡などが1年以上ない）⑥父または母が1年以上拘禁されている⑦婚姻によらないで出生（認知されていても、認知の父に扶養されていなければ受給可）⑧父または母が裁判所からのDV保護命令を受けたとき	申請の翌月分から児童1人の場合…月9,780円～41,430円児童2人目以降は加算※所得に応じて変わります

均等割額の軽減…同一世帯の加入者および世帯主の総所得金額などにより9割・8.5割・5割・2割の軽減が適用されます（表2参照）。
所得割額の軽減…加入者の「旧ただし書き所得」が58万円まで

また、年金天引きから口座振替に変更することができま。詳細はお問い合わせください。納付書払いまたは口座振替払いの方…納付書払いの方には、7月中旬に郵送する保険料額決定

医療機関などで支払う医療費の一部負担金の割合は、1割または3割です。平成25年8月1日から平成26年7月31日までの負担割合は、平成25年度住民税課税標準額により判定します。（表4参照）

申請書を送付しました。8月1日の判定に向けて、該当すると思われる方には、6月末にお知らせ（基準収入額適用

方、平成25年7月31日(水)で期限が切れます。引き続き対象になる方には、認定証を7月下旬に送付します。手続きは不要です。

後期高齢者医療被保険者で本人を含む世帯全員が住民税非課税の方…申請方法：①後期高齢者医療被保険者証②印鑑③平成25年度住民税非課税証明書（平成25年1月1日現在市内にお住まいの方で税の申告をされた方は不要を持参※郵送の場合は、お問い合わせを

また、現在、児童扶養手当を受給されている方には8月までに現況届をお送りします。子育て課

保険料は個人単位で計算されます。（表1参照）。
▼保険料の軽減
均等割額の軽減…同一世帯の加入者および世帯主の総所得金額などにより9割・8.5割・5割・2割の軽減が適用されます（表2参照）。
所得割額の軽減…加入者の「旧ただし書き所得」が58万円まで

また、年金天引きから口座振替に変更することができま。詳細はお問い合わせください。納付書払いまたは口座振替払いの方…納付書払いの方には、7月中旬に郵送する保険料額決定

医療機関などで支払う医療費の一部負担金の割合は、1割または3割です。平成25年8月1日から平成26年7月31日までの負担割合は、平成25年度住民税課税標準額により判定します。（表4参照）

申請書を送付しました。8月1日の判定に向けて、該当すると思われる方には、6月末にお知らせ（基準収入額適用

方、平成25年7月31日(水)で期限が切れます。引き続き対象になる方には、認定証を7月下旬に送付します。手続きは不要です。

後期高齢者医療被保険者で本人を含む世帯全員が住民税非課税の方…申請方法：①後期高齢者医療被保険者証②印鑑③平成25年度住民税非課税証明書（平成25年1月1日現在市内にお住まいの方で税の申告をされた方は不要を持参※郵送の場合は、お問い合わせを

また、現在、児童扶養手当を受給されている方には8月までに現況届をお送りします。子育て課

保険料は個人単位で計算されます。（表1参照）。
▼保険料の軽減
均等割額の軽減…同一世帯の加入者および世帯主の総所得金額などにより9割・8.5割・5割・2割の軽減が適用されます（表2参照）。
所得割額の軽減…加入者の「旧ただし書き所得」が58万円まで

また、年金天引きから口座振替に変更することができま。詳細はお問い合わせください。納付書払いまたは口座振替払いの方…納付書払いの方には、7月中旬に郵送する保険料額決定

医療機関などで支払う医療費の一部負担金の割合は、1割または3割です。平成25年8月1日から平成26年7月31日までの負担割合は、平成25年度住民税課税標準額により判定します。（表4参照）

申請書を送付しました。8月1日の判定に向けて、該当すると思われる方には、6月末にお知らせ（基準収入額適用

方、平成25年7月31日(水)で期限が切れます。引き続き対象になる方には、認定証を7月下旬に送付します。手続きは不要です。

後期高齢者医療被保険者で本人を含む世帯全員が住民税非課税の方…申請方法：①後期高齢者医療被保険者証②印鑑③平成25年度住民税非課税証明書（平成25年1月1日現在市内にお住まいの方で税の申告をされた方は不要を持参※郵送の場合は、お問い合わせを

また、現在、児童扶養手当を受給されている方には8月までに現況届をお送りします。子育て課

保険料は個人単位で計算されます。（表1参照）。
▼保険料の軽減
均等割額の軽減…同一世帯の加入者および世帯主の総所得金額などにより9割・8.5割・5割・2割の軽減が適用されます（表2参照）。
所得割額の軽減…加入者の「旧ただし書き所得」が58万円まで

また、年金天引きから口座振替に変更することができま。詳細はお問い合わせください。納付書払いまたは口座振替払いの方…納付書払いの方には、7月中旬に郵送する保険料額決定

医療機関などで支払う医療費の一部負担金の割合は、1割または3割です。平成25年8月1日から平成26年7月31日までの負担割合は、平成25年度住民税課税標準額により判定します。（表4参照）

申請書を送付しました。8月1日の判定に向けて、該当すると思われる方には、6月末にお知らせ（基準収入額適用

方、平成25年7月31日(水)で期限が切れます。引き続き対象になる方には、認定証を7月下旬に送付します。手続きは不要です。

後期高齢者医療被保険者で本人を含む世帯全員が住民税非課税の方…申請方法：①後期高齢者医療被保険者証②印鑑③平成25年度住民税非課税証明書（平成25年1月1日現在市内にお住まいの方で税の申告をされた方は不要を持参※郵送の場合は、お問い合わせを

また、現在、児童扶養手当を受給されている方には8月までに現況届をお送りします。子育て課